

兵庫県公報

平成23年10月7日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立但馬長寿の郷管理規則及び兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則（高齢社会課）	1
○ 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	2
教育委員会規則	
○ 兵庫県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則	2
公安委員会規則	
○ 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	2

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立但馬長寿の郷管理規則及び兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則（規則第38号）
障害者基本法の一部改正に伴い、次の関係規則について同法の引用条文を改めることとした。
 - 兵庫県立但馬長寿の郷管理規則
 - 兵庫陶芸美術館管理規則
- 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正する規則（規則第39号）
スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の施行に伴い、旅館業の許可に係る営業制限区域の基準となる施設として旅館業法施行条例で定めるスポーツ施設について、その範囲を明確にするため規定の整備を行うこととした。
- 兵庫県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第12号）
兵庫県スポーツ振興審議会条例等の一部改正により、現行のスポーツ振興審議会に替えて、新たにスポーツ推進審議会を設置することに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第4号）
警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正により、東日本大震災に対処するための作業に従事した警察職員に対して支給する特殊勤務手当についての特例が定められることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立但馬長寿の郷管理規則及び兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第38号

兵庫県立但馬長寿の郷管理規則及び兵庫陶芸美術館管理規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

- (1) 兵庫県立但馬長寿の郷管理規則（平成10年兵庫県規則第84号）別表2の部(1)備考の欄2(2)
- (2) 兵庫陶芸美術館管理規則（平成17年兵庫県規則第58号）第13条第1項第1号イ

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月 7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第39号

旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正する規則

旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第8条の見出しを「(スポーツ施設及びこれに類する施設の範囲)」に改め、同条中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第12条に規定するスポーツ施設に類する施設は」を「スポーツ施設及びこれに類する施設とは」に改め、同条第2号中「専用の」を「体育館、水泳プール、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

兵庫県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月 7日

兵庫県教育委員会

委員長 西 村 亮 一

兵庫県教育委員会規則第12号

兵庫県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則

兵庫県スポーツ振興審議会規則（昭和37年兵庫県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

兵庫県スポーツ推進審議会規則

第1条中「兵庫県スポーツ振興審議会条例」を「兵庫県スポーツ推進審議会条例」に、「第4条」を「第5条」に、「兵庫県スポーツ振興審議会」を「兵庫県スポーツ推進審議会」に改める。

第2条第2項中「よつて」を「よって」に改める。

本則に次の1条を加える。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に兵庫県スポーツ振興審議会の委員に委嘱されている者は、兵庫県スポーツ推進審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委員の任期は、兵庫県スポーツ振興審議会の委員として委嘱された日から起算する。

(兵庫県教育委員会行政組織規則の一部改正)

3 兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号中「スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)」を「スポーツ基本法(平成23年法律第78号)」に改め、同条第4号中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改める。

第26条第4号中「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に改める。

第71条の表スポーツ振興審議会の項中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に、「スポーツ振興法第18条第3項の規定」を「スポーツ基本法」に、「スポーツの振興」を「スポーツ推進計画その他のスポーツの推進」に改め、「及び教育委員会又は知事に対する建議」を削る。

公 安 委 員 会 規 則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月 7日

兵庫県公安委員会
委員長 下 村 俊 子

兵庫県公安委員会規則第 4 号

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 8 項を加える。

（東日本大震災に対処するための手当の特例）

4 条例附則第 5 項及び第 6 項の規定により読み替えて適用される条例第 2 条第 1 項の規定により公安委員会規則で指定する者及び公安委員会規則で定める手当の額は、次の表に掲げる職員及び手当の額とする。

作業の区分	職 員	手 当 の 額
条例附則第 5 項の規定により読み替えて適用される条例第 2 条第 1 項第 14 号の作業	東日本大震災の災害現場において当該作業に従事する職員	日額1,680円 （災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域が設定された場合において、その設定がなされたときまでの間における当該区域と同一区域を含む。）で、当該作業に従事した場合は、1日につき840円を加算した額 当該作業に従事したいずれかの日において著しく危険であると本部長が認める人命救助作業に従事した場合は、1日につき840円を加算した額）
条例附則第 6 項の規定により読み替えて適用される条例第 2 条第 1 項第 15 号の作業	検視及び解剖立会に専従する職員として登録した職員で東日本大震災に対処するために検視、解剖立会及び死体の収容等の作業に従事するもの	日額3,200円 （1日に10体以上の死体を取り扱った場合は、3,200円を加算した額）
	東日本大震災に対処するために検視、解剖補助及び死体の収容等の作業に従事する職員（検視及び解剖立会に専従する職員として登録した職員を除く。）	解剖補助及び損傷著しい死体取扱い 日額3,200円 （1日に10体以上の死体を取り扱った場合は、3,200円を加算した額） その他 日額1,600円 （1日に10体以上の死体を取り扱った場合は、1,600円を加算した額）
	東日本大震災に対処するために死体を収容している施設において死体又は死体が納められているものを取り扱う作業（検視、解剖立会及び解剖補助を除く。）に従事する職員	損傷著しい死体取扱い 日額2,000円 その他 日額1,000円

5 前項の規定により職員を指定した場合における第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項及び附則第 4 項」と、「第 2 条第 1 項第 14 号」とあるのは「第 2 条第 1 項第 14 号（条例附則第 5 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

- 6 条例附則第7項の規定により公安委員会規則で定める手当の額及び同項第1号の規定により公安委員会規則で定める作業は、次の表に掲げる手当の額及び作業とする。

作 業 の 区 分	手 当 の 額
条例附則第7項第1号の作業	本部長が定める施設外において行う作業 日額20,000円 (心身に著しい負担を与えると本部長が認める作業にあつては、20,000円を超えない範囲内において本部長が定める額を加算した額) 本部長が定める施設内において行う作業 日額5,000円
条例附則第7項第2号の作業	屋外において行う作業 日額10,000円 (東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行う作業にあつては、10,000円を加算した額) 屋内において行う作業 日額2,000円
条例附則第7項第3号の作業	屋外において行う作業 日額5,000円 屋内において行う作業 日額1,000円
条例附則第7項第4号の作業	日額2,500円

- 7 条例附則第7項第2号の規定により公安委員会規則で定める区域は、平成23年4月21日11時00分の警戒区域の設定に係る本部長指示(同号に規定する本部長指示をいう。以下同じ。)があるまでの間における、当該本部長指示により警戒区域に設定することとされた区域と同一の区域とする。
- 8 条例附則第7項第3号の規定により公安委員会規則で定める区域は、平成23年4月22日9時44分の本部長指示があるまでの間における、当該本部長指示により避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域と同一の区域とする。
- 9 条例附則第7項第4号の規定により公安委員会規則で定める区域は、平成23年3月15日11時00分の本部長指示があるまでの間における、当該本部長指示により屋内への退避を行うこととされた区域と同一の区域とする。
- 10 条例附則第9項の規定により公安委員会規則で定める作業は、条例附則第7項第2号及び第3号の作業のうち屋外において行うもの並びに同項第4号の作業とする。
- 11 条例附則第9項の規定により公安委員会規則で定める額は、当該作業に係る手当の額に100分の40を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。